

「旧南湖院第一病舎等利活用基本方針（素案）」についての パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成29年11月24日（金）～ 平成29年12月26日（火）

2 意見の件数 38件

3 意見提出者数 9人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	1人	2人	0人	3人	3人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	全体に関する意見	10件
2	序章「対象地」に関する意見	1件
3	第1章「南湖院とは」に関する意見	2件
4	第6章方策1「第一病舎の利活用」に関する意見	7件
5	第6章方策2「公開庭園の利活用」に関する意見	7件
6	第6章方策3「旧南湖院と周辺資源の連携」に関する意見	2件
7	第6章方策4「適切な管理・運営」に関する意見	2件
8	第7章「今後の課題とすすめ方」に関する意見	2件
9	行政組織に体制に関する意見	1件
10	パブリックコメントに関する意見	4件
合計		38件

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市文化生涯学習部文化生涯学習課文化推進担当
0467-82-1111（内線 1241）
e-mail:bunkashougai@city.chigasaki.kanagawa.jp

■全体に関する意見（10件）

（意見1）

歴史として文化財としての保存活用を第一に考えて当事業を進めてもらいたい。
文化財保護法等の目的・精神にのっとりすすめてもらいたい。

呼称についても、「旧南湖院第一病舎等利活用方針（素案）」でなく、「・・・等保存整備・・・」
とかに改められないでしょうか。利活用と言うと、文化財を無視して、もしくは文化財破
壊して改修したり、新たなものを作るような感じもする。

（意見2）

国の施策では、保存とともに観光資源としての活用を推奨していますが、ユニバーサル
デザインも考慮しつつも、保存に重きを置いてほしいです。検討委員会には、近代建築ご
専門の方に加わっていただくことを希望します。

（市の考え方）

旧南湖院第一病舎は、文化財保護法に基づく、国の登録有形文化財です。文化財の保存
を前提に利活用を図るため、設計や整備にあたっては、文化財としての価値を損なわない
よう、専門家のアドバイス等もいただきながら、検討・整備を図ってまいります。

（意見3）

この第一病舎の修繕と公開庭園の利活用を行っていく上の費用の問題やどの様な修繕方
法で行っていくのかの事業計画の問題、そしてこれを実施するための必要性等、市民への
理解・認識の問題、又これを実施する事の茅ヶ崎市としての将来の展望など、これを実施
するには色々な問題が起きると思います。

その発生する問題をいかにして解決し、実行していくかが、これからの大きい問題だ
と思います。

（市の考え方）

ご指摘いただきました内容は、今後検討を進めるうえで重要な課題と認識しております。
検討を進める中で、一つ一つの課題に対して適切に対処していきたいと考えております。

（意見4）

文化財の保存・歴史的景観や説明（標示）を第一に考え、駐車場設置やバリアフリーを
進めて下さい。

（市の考え方）

本方針の第6章の方策1「第一病舎の利活用」における前提として、文化財としての建
造物の価値を考慮しながらもバリアフリーをめざした改修を行うことを掲げています。ま

た、同章の方策2「公開庭園の利活用」において、公開庭園内に点在する資源を紹介する説明板等の設置、来訪者向けの駐車場等の整備（バリアフリー対応含む）を考えております。

(意見5)

第一病舎寄贈の経緯から寄附者等の表現方法の修正が必要ではないか。

(市の考え方)

ご指摘のとおり、寄附者に関する記述を修正しました。

これに伴い、本方針内の「寄附者」という表現を全て「協定締結者」へと修正しました。

修正後	修正前
<p>① 1 ページ</p> <p>平成27(2015)年12月、南湖院の中核施設だった第一病舎と当該施設にかかる土地は、<u>南湖院初代院長の高田畊安氏のひ孫で、一般社団法人南湖荘の代表理事である高田耕太郎氏より茅ヶ崎市に寄附されました。</u>その後、<u>一般社団法人南湖荘(以下、「協定締結者」という。)</u>との間で「茅ヶ崎市と一般社団法人南湖荘との連携と協力に関する包括協定」(以下、「包括協定」という。)を締結し、翌年4月より周辺の庭園を公開庭園(借地公園を含む。)として一般に公開しました。</p>	<p>① 1 ページ</p> <p>平成27(2015)年12月、南湖院の中核施設だった第一病舎と当該施設にかかる土地は、<u>当時の所有者である一般社団法人南湖荘(以下、「寄附者」という。)</u>より茅ヶ崎市に寄附され、_____「茅ヶ崎市と一般社団法人南湖荘との連携と協力に関する包括協定」(以下、「包括協定」という。)を締結し、翌年4月より周辺の庭園を公開庭園(借地公園を含む。)として一般に公開しました。</p>
<p>② 1 ページ</p> <p>第一病舎の利活用や整備方法の検討にあたっては、本市における検討に加えて、<u>協定締結者</u>、本市の歴史的建造物に造詣の深い有識者、周辺地域の市民等によって構成された団体、茅ヶ崎市の歴史や文化に詳しいまちづくり団体などとの意見交換を踏まえ、方針を定めています。</p>	<p>② 1 ページ</p> <p>第一病舎の利活用や整備方法の検討にあたっては、本市における検討に加えて、<u>寄附者</u>、本市の歴史的建造物に造詣の深い有識者、周辺地域の市民等によって構成された団体、茅ヶ崎市の歴史や文化に詳しいまちづくり団体などとの意見交換を踏まえ、方針を定めています。</p>

<p>③ 2 0 ページ 本方針の策定にあたり、<u>協定締結者</u>、市民団体等、公益財団法人結核予防会、有識者などと意見交換を実施し、以下のようなご意見をいただきました。</p> <p>④ 3 1 ページ 包括協定に基づき、第一病舎と公開庭園などの利活用の推進にあたっては、<u>協定締結者</u>との役割分担を整理し、十分な連携と協力を図っていくことが必要です。</p> <p>⑤ 3 1 ページ 今後、<u>協定締結者</u>や近隣居住者との調整等を行いながら以下のとおり事業を進めます。</p>	<p>③ 2 0 ページ 本方針の策定にあたり、<u>寄附者</u>____、市民団体等、公益財団法人結核予防会、有識者などと意見交換を実施し、以下のようなご意見をいただきました。</p> <p>④ 3 1 ページ 包括協定に基づき、第一病舎と公開庭園などの利活用の推進にあたっては、<u>寄附者</u>____との役割分担を整理し、十分な連携と協力を図っていくことが必要です。</p> <p>⑤ 3 1 ページ 今後、<u>寄附者</u>____や近隣居住者との調整等を行いながら以下のとおり事業を進めます。</p>
---	---

(意見6)

全般を通じて（特に、第5章コンセプトと基本方針、第6章コンセプトと基本方針の実現に向けた4つの方策）、平安の南湖院における医療をどのように伝えようとしているかが、大項目で見えないように思います。歴史・文化を軸にしようとしていると読めますが、歴史には、医療史、茅ヶ崎の発展史、文学史などを含みますか。文化には何を高めようとしていますか。

全体としては南湖院の歴史を語ることになるのですが、その中に医療、文学、まちの発展などが語られるような気がします。文化は歴史と並列ではなく、医療と並列になるのがいいように思います。重要な部分だと思っています。

(市の考え方)

第5章のコンセプトや、基本方針 1 などに示す「歴史・文化」という表現は、以下のとおり整理しています。

- ・歴史： 結核との闘いについての医学史、旧南湖院が大きな影響を与えた茅ヶ崎の発展史、明治期の洋風建築に関する建築史、文学をはじめとする文化史
- ・文化： 第一病舎と公開庭園内の今に残る様々な資源そのものの文化的価値、旧南湖院を舞台とした文学などの文化、旧南湖院での療養生活文化

結核療養所としての医療的側面は、このように歴史・文化両面の中で捉えており、旧南湖院を舞台に繰り広げられた「医療（療養）」の歩みを、後世に語り継いでいくことができると考えています。旧南湖院の持つ医療的側面からの発信も利活用の大きなテーマであ

と考えていますので、一部表現を修正しました。

また、25ページの常設展示の内容イメージの中でもお示ししているとおり、現存する資料を用いた結核との闘い／湘南地域のサナトリウムなどの展示や病室再現を通じて、旧南湖院の医療的側面にもスポットを当てていくことを考えています。

修正後	修正前
1 ページ 本方針は、旧南湖院と第一病舎の建造物やこの土地が持つ <u>医療的側面を含む歴史的・文化的価値</u> などを、より多くの人に知っていただくことで、これまで以上に茅ヶ崎に愛着と誇りをもってもらうことを目指しています。	1 ページ 本方針は、旧南湖院と第一病舎の建造物やこの土地が持つ_____ <u>文化的・歴史的価値</u> などを、より多くの人に知っていただくことで、これまで以上に茅ヶ崎に愛着と誇りをもってもらうことを目指しています。

(意見7)

歴史的建築物として、国の重要資源として、登録される由、大変良いことと思います。

(意見8)

旧南湖院の保存のため、どの様に環境の整備を行うか、それは第一病舎の早急な修繕と公開庭園の利活用だと思います。

第一病舎の修繕においては、第一病舎の調査結果を踏まえ、文化財の価値を大きく損なわぬ様配慮して導入機能の利活用方法に応じた整備を行い、文化財として後世に残すため、日々の点検や定期的な修繕と適切な管理が必要です。又耐震補強や補修が必要だと思います。

次に公開庭園の利活用については「素案」にあります、

- ・ 来訪のしやすさを向上させる駐車場・駐輪場・園路の整備
- ・ 来訪者のおもてなしとしての案内サイン・トイレの整備
- ・ 来訪者の行動を踏まえた滞留空間の創出
- ・ 適切な植栽の管理
- ・ 防災空間の確保
- ・ 南湖院への理解を高め、まちへの愛着・誇りを醸成するプログラムの展開が重要だと思います。

(意見9)

第6章コンセプトと基本方針の実現に向けた4つの方策、利活用の基本コンセプトを十分に生かして進めて下さい。

(市の考え方)

ご意見として賜りました。

(意見10)

真に市民にとって”茅ヶ崎の誇り”となりうる施設として、これによろしいのでしょうか。庭園の利活用もおそまつなことも含めて、23ページ、方策1・方策2を市民視点に立って、時間をかけて、練り上げてほしいです。せっかくの施設ですもの、市民に日常的に利用できる活々とした”物”、”事”にしましょう。

担当課の視野の豊かさが求められています。再検討を強く求めます。

(市の考え方)

本方針の策定にあたっては、行政内部のみならず、協定締結者、市民および市民団体等、関係者等、有識者等と意見交換を実施してまいりました。

市では、このような考え方のもと作成した本方針を基に、第一病舎等の利活用をとおして新たな価値を育むことで、21ページで示しているコンセプトであるシビックプライドの醸成を目指します。

■序章「対象地」に関する意見（1件）

(意見11)

①計画の対象地を明確に。(2ページ)

- ・対象地は、第一病舎を軸に、すでに一般公開している「南湖院記念太陽の郷庭園」の範囲とし、公開庭園との一体的な利活用を検討します。

②対象地の概要(3ページ)

- ・表に、公開庭園(第一病舎、借地公園を含む)を入れる。

(市の考え方)

本方針は、茅ヶ崎市が所有する第一病舎と一般社団法人南湖荘の所有する「南湖院記念太陽の郷庭園」とその周辺との一体的な利活用に関する事項について、方向性を示すものです。ご指摘を受け、対象地に関する記述及び対象地の概要に関する表を修正しました。

修正後	修正前
①2ページ 対象地は、 <u>第一病舎を軸に、すでに一般公開している「南湖院記念太陽の郷庭園(以下「公開庭園」という。)</u> 」の範囲とし、 <u>第一病舎、公開庭園とその周辺</u> の一体的な利活用を	①2ページ 対象地は、_____一般公開している「南湖院記念太陽の郷庭園_____」内と

討します。

② 3 ページ

項目	内容
第一病舎及び当該施設にかかる土地	所在地 茅ヶ崎市南湖 7丁目 12869 番 201、202 敷地面積 924.02 m ² 土地・建物所有者 茅ヶ崎市
借地公園	敷地面積 3475.13 m ² 土地所有者 一般社団法人 南湖荘
公開庭園（第一病舎にかかる土地、借地公園を含む）	敷地面積 (現在測量中) 土地所有者 茅ヶ崎市（第一病舎にかかる土地） 一般社団法人 南湖荘（その他）
全般	用途地域 第一種低層住居専用地域 建築率 50% 容積率 100% 敷地面積最低限度 100 m ² 建築物の高さの最高限度 10m 防火地域 準防火地域（平成 29 年 12 月 1 日より） 日影規制 あり（1.5メートル、3時間/2時間） 地区計画 なし 都市計画施設 都市計画道路「3・5・4 南湖深田線」に一部抵触

します。

② 3 ページ

項目	内容
第一病舎及び当該施設にかかる土地	所在地 茅ヶ崎市南湖 7丁目 12869 番 201、202 敷地面積 924.02 m ² 土地・建物所有者 茅ヶ崎市
借地公園	敷地面積 3475.13 m ² 土地所有者 一般社団法人 南湖荘
全般	用途地域 第一種低層住居専用地域 建築率 50% 容積率 100% 敷地面積最低限度 100 m ² 建築物の高さの最高限度 10m 防火地域 準防火地域（平成 29 年 12 月 1 日より） 日影規制 あり（1.5メートル、3時間/2時間） 地区計画 なし 都市計画施設 都市計画道路「3・5・4 南湖深田線」に一部抵触

※ 公開庭園の敷地面積は、本方針策定時に追加します。

■ 第 1 章「南湖院とは」に関する意見（2 件）

（意見 1 2）

南湖院、及び南湖院敷地が、現在に至る歴史認識が重要と考えます。

（海軍接收、米軍接收・キャンプチガサキ、高田準三氏等の尽力による南湖院跡地の維持の経過について）

（市の考え方）

ご指摘の歴史的経緯と歴史認識については、簡潔ではありますが、主に 5 ページから 9 ページにおいて整理しております。

故高田準三氏による高田畊安の思想の継承、その思想に基づく旧南湖院の施設の維持・保全により、第一病舎をはじめとするいくつかの施設が今に残っていると考えていますので、高田準三氏の功績についても、追記しました。

修正後	修正前
<p>8 ページ</p> <p>また、敷地内には、<u>高田畊安の思想を継承したその孫高田準三氏等の尽力によって、南湖院時代の松や藤棚、丸池とともに、いくつかの建造物が現存しており、その一つである第一病舎と当該施設にかかる土地が平成 27（2015）年に本市に寄附され、今日に至っています。</u></p>	<p>8 ページ</p> <p>また、敷地内には_____</p> <p>_____南湖院時代の松や藤棚、丸池とともに、いくつかの建造物が現存しており、その一つである第一病舎と当該施設にかかる土地が平成 27（2015）年に本市に寄附され、今日に至っています。</p>

(意見13)

京医科大学や順天堂大学、日本大学病院は、この当時まだ存在しない。茅ヶ崎市史ブックレット「南湖院」から引用していると思われるが、ブックレットは、現在の周辺状況としてえがいているが、この文脈は当時を語っていると読める。当時、周辺には杏雲堂、順天堂、井上眼科などが、実在したと理解しております。

(市の考え方)

ご指摘を踏まえ、修正しました。

修正後	修正前
5 ページ 高田畊安が最初に設立した東洋内科医院は、明治29(1896)年に神田区鈴木町二番地(現、千代田区神田駿河台)にあり、周辺には多くの病院 _____が立地し、神田駿河台一帯の病院は、伝染病室も備えるなど、当時としては医療先進地域でした。	5 ページ 高田畊安が最初に設立した東洋内科医院は、明治29(1896)年に神田区鈴木町二番地(現、千代田区神田駿河台)にあり、周辺には <u>東京医科歯科大学や順天堂大学、日本大学病院、杏雲堂病院</u> などが立地し、神田駿河台一帯の病院は、伝染病室も備えるなど、当時としては医療先進地域でした。

■第6章方策1「第一病舎の利活用」に関する意見(7件)

(意見14)

導入機能が、「①展示・保管機能+②文化・芸術系機能 OR③利用サービス系機能」となっていますが、多様なニーズに応え「①展示・保管機能+②文化・芸術系機能+③利用サービス系機能」としたらどうでしょうか。つまり、3機能全てが重要と考えます。

(意見15)

素晴らしい景観を活かす庭園の活用も含め、活発な活用や周辺との回遊性のために、滞留空間はなくてはならないものと言える。ただし単なる飲食機能では事業が成り立たない場合も多い。別案として提示されている②文化・芸術系機能と、③利用サービス系機能の複合型が望ましい。

(市の考え方)

本方針に示す第一病舎の導入機能は、機能の方向性を示すものであり、今後の基本計画、設計を具体的に検討する段階において、3つの機能全てを導入する可能性もありますので、

ご指摘を踏まえ、概念図を修正しました。

修正後	修正前
<p>24 ページ</p> <div data-bbox="236 488 762 958"> <p>●第一病舎への導入機能の概念図</p> <p>① 展示・保管機能 歴史的価値や文化的価値の紹介</p> <p>+</p> <p>②文化・芸術系機能 新たな価値の創出</p> <p>③利用サービス系機能 サービス向上と環境資源の有効活用</p> <p>※ 運営の担い手、管理運営体制などの詳細を検討のうえ、②、③いずれかまたは両方を導入する。</p> </div>	<p>24 ページ</p> <div data-bbox="818 488 1345 958"> <p>●第一病舎への導入機能の概念図</p> <p>① 展示・保管機能 歴史的価値や文化的価値の紹介</p> <p>+</p> <p>②文化・芸術系機能 新たな価値の創出</p> <p>OR</p> <p>③利用サービス系機能 サービス向上と環境資源の有効活用</p> <p>※ 運営の担い手、管理運営体制などの詳細を検討のうえ、導入を決定する</p> </div>

(意見16)

すてきな企画で大変市民としてはよろこばしい事です。利活用の基本コンセプト、基本方針、方策、共によろしいですね。ただ、この利活用案は、優等生案ですね。全体に最近の流行に合わせたまんべんなく、落度のない考え方ですね。一言で言ってつまらない。どなたが主導されたのか、コンサルの委託先のごますり提案的で、ちっとも面白く、楽しくありません。その事が、建造物内の改修イメージにあらわれています。パターン A、B、C いずれも平凡すぎます。Aにいたっては、論外のパターンです。例としてはおそまつすぎます。展示・保管機能をどこまで本気で考えているのかが問われます。収蔵庫にどれほどの量が現存するのですか？玉石混合の中から、収蔵すべき”物”の選択をしたのでしょうか？展示機能についても、ガラスケース、壁面ケースといった、つまらない展示イメージを持っていませんか？IT 機能に移行できるのでありませんか？南湖院の意向もあるのでしょうか。

(市の考え方)

旧南湖院は医学史、文化史、社会的、景観的、環境的、建造物的等の価値が高いことが評価されています。これらの価値を物語る資料は、今日まで豊富に残されていますが、茅ヶ崎ゆかりの人物館における企画展等を除いて現在は広く公開されていません。また、旧南湖院第一病舎の建物内部は現在公開されていませんが、これら豊富な資料を現地で観覧できるようにすることを検討しております。展示方法については、ご指摘いただいた内容を踏まえ、検討してまいります。

(意見17)

プールの利用者や、太陽の郷の入居者なども常時利用できるカフェがあるとよいと思う。必ずしも、第一病舎の中に設ける必要はないかもしれない。

(意見18)

建築内での飲食は禁止にしてほしい。景色を楽しみながら、ガーデンカフェのスタイルで、カフェスペースを設けて欲しい。

(意見19)

スペースも限られることから、利用サービス系機能は、コミュニティセンターなどで導入されているスタンドカフェ程度のもので効果があると考えられる。

(市の考え方)

本方針では第一病舎への導入機能の検討として、来訪者のサービス向上と環境資源を有効に活用するための利用サービス系機能を示しています。利用サービス系機能の例示としてカフェを示しており、それを含めた建造物内部のイメージについて、参考資料として示しております。具体的な機能導入にあたっては、実際の施設の管理・運用面や費用対効果、建築関係法令などを考慮し、検討してまいります。

(意見20)

地震や津波があった際に、資料類が難を逃れるためにも、資料の保管場所は南湖院敷地内ではない方がよいのではないかと。

(市の考え方)

保管等に関しては、関係者等と連携して進めてまいります。

修正後	修正前
25ページ ・収蔵庫 豊富に残存する資料を保管するための機能を有する場です。 <u>なお、災害による資料の滅失や資料活用面等を考慮し、分散配置と資料の電子データ化を検討します。</u>	25ページ ・収蔵庫 豊富に残存する資料を保管するための機能を有する場です。_____

■第6章方策2「公開庭園の利活用」に関する意見（7件）

（意見21）

建物はもちろんのこと、石垣、門柱、藤棚に丸池など、現存のものを十分な補修、メンテナンスを行いながら保持していくとよいと思う。

（市の考え方）

庭園内の資源の保存管理に関しては、関係者等と連携して進めてまいります。

（意見22）

「高田畊安の思想の一つであるフットパス」とありますが、正しくは高田準三氏ではないでしょうか。

（市の考え方）

南湖院は、高田畊安の思想のもと、広大な敷地により結核菌が施設外に出ないように工夫とともに、良好な治療環境の創出として空気清涼な散策路を整備するという思想を持っていたというご意見もごさいます。ご指摘の内容も踏まえつつ、本方針においては誤解を与えないような表現となるよう修正しました。

修正後	修正前
<p>28ページ</p> <p>旧南湖院の歴史を語るさまざまな資源や関東富士見百景に選ばれた景観を有しており、これらをめぐる探訪モデルルートが設定されるなど、_____フットパス（「楽しみながら歩くことができる小道）のこと。）<u>のような空間</u>になっています。</p>	<p>28ページ</p> <p>旧南湖院の歴史を語るさまざまな資源や関東富士見百景に選ばれた景観を有しており、これらをめぐる探訪モデルルートが設定されるなど、<u>高田畊安の思想の一つであるフットパス</u>（「楽しみながら歩くことができる小道）のこと。）<u>を体現した空間</u>になっています。</p>

（意見23）

庭園内にはすでに現存しない旧南湖院の建物があった場所に、ここにはこういう建物があった、とわかるような解説付きのサインを設けると、散策しながら当時の様子を知ることができるのではないだろうか。

（意見24）

施設周辺のサインなども来館者にわかりやすく配置する必要がある。年間予算などしっか

り考えて確保する必要がある。

(市の考え方)

本方針の第6章の方策2「公開庭園の利活用(2) 来訪者のおもてなしとしての案内サイン、トイレの整備」につきまして、いただきましたご意見を踏まえ、検討してまいります。

(意見25)

高齢者も散策する場所なのでベンチがたくさんあると良いのではないだろうか。パンクバーのイングリッシュベイ沿いに配置されているベンチのように、寄付による言葉の刻まれているベンチもよいと思う。

(市の考え方)

本方針の第6章の方策2「公開庭園の利活用(3) 来訪者の行動を踏まえた滞留空間の創出」の中で、いただきました事例を参考に、検討してまいります。

(意見26)

富士山を借景にし、空が広がる景色も素晴らしいので、その景色をこわす、高い建物が周囲に建つことがないように、規制できる方策をとってほしい。都内にも多くの近代建築がありますが、ビルに囲まれた景観はもったいないです。都会ではそれもいいかもしれませんが、茅ヶ崎らしさにはなじみません。

(市の考え方)

旧南湖院の周辺は、都市計画法に基づき第一種低層住居専用地域に指定され、原則、建物の高さは10mを超えてはならないと定められております。

(意見27)

背の高い段竹が風に揺れているのが印象的だったが、梅に桜、藤、エニシダなど花の季節はきれいだろうなと思われた。オリーブの木なども植えられていた。現在ある植物を大切にしながら、南湖院がサナトリウムとして機能していた頃の植物を増やしてあげると良いだろう。無理なく育つ植物であればたくさんあると懐かしい風景が蘇ると思う。

(市の考え方)

本方針の第6章の方策2「公開庭園の利活用(4) 適切な植栽の管理」において掲げているとおり、協定締結者との協議・調整を図りながら、長い年月をかけて成長してきた植栽の維持・保全を目指してまいります。

■第6章方策3「旧南湖院と周辺資源の連携」に関する意見（2件）

（意見28）

- ・南湖院の開設前の歴史的保存もして下さい。（昭和20年に開発施設・キャンプ施設も）
- ・南湖院が閉められた歴史的保存もして下さい。（交通環境・周辺資源）（駅からの道）
- ・南湖院の周辺整備の歴史的保存もして下さい。
- ・かつての南湖院の地、国道134号（歩道）の歴史的保存もして下さい。
- ・県立柳島会館や市資料館、展示されているものも一部参考に周辺整備をすすめて欲しい。（南湖院の開設前の歴史的保存も関連）
- ・周辺整備（保存含）につきましても旧南湖院周辺は当然とし、茅ヶ崎（当時の）全体の中での保存整備を進めてもらいたい。
- ・多重的に歴史・文化財の保護・景観（歴史を含む）第一に考えすすめて下さい。できるだけ松尾川、千の川等の復元も。

（意見29）

かつての南湖院の地、西浜中学校や県立茅ヶ崎西浜高等学校の歴史的保存もして下さい。

（市の考え方）

南湖院の周辺資源の調査及び保存等について、引き続き研究を重ねながら関係者等との連携を図ってまいります。

■第6章方策4「適切な管理・運営」に関する意見（2件）

（意見30）

方策4「適切な管理・運営」について、施設運営は重要であり大きな課題です。施設の管理運営組織が全部を担うのではなく、関係する団体を巻き込んだ運営会議体を組織し、事業の企画や使い方を議論しながら展開する仕組みができることを望みます。

（意見31）

南湖院という都市資源に対する興味からの来訪者の誘導とともに、「身近な」場として市民が活用できる場であることが望ましい。

盛んな市民活動との連携は必須ではないだろうか。これにより情報発信や、運営の担い手としての可能性も広がる。

（市の考え方）

本方針の第6章の方策4「適切な管理・運営」においては、民間事業者による管理・運

営を視野に入れた体制構築、周辺施設と連携した情報発信やプログラムの展開などを視野に入れた連携体制について、検討することとしています。多様な担い手と協力・連携できる施設運営のあり方について、検討してまいります。

■第7章「今後の課題とすすめ方」に関する意見（2件）

（意見32）

今後の整備のため、現状とは異なる変化が起こってくると思われる。その前に、庭園内の残しておきたい風景を写真に撮り、それを見ながらみんなで話し合って壊してはいけない景観を残してゆくために一般の人たちのワークショップを行うと良いのではないだろうか。

（市の考え方）

本方針策定後も、引き続き、市民の方や有識者等との意見交換等を実施したいと考えております。

（意見33）

リピーターができるように、常時、様々な講座やワークショップを開催するとよいのではないだろうか。

（市の考え方）

いただきましたご意見を踏まえ、検討してまいります。

■行政組織の体制に関する意見（1件）

（意見34）

担当課は文化生涯学習課でなく、社会教育課の方がふさわしくないでしょうか。文化資料館や史跡資料館整備を担当している課ですから。

また市は社会教育課と文化生涯学習課の職務分担も分からないし、その呼称も社会教育でなく「市民に対しての」生涯学習等に整理する必要があるのではないか。

内容（職務分担）も歴史や文化財や文化そして市民に対して「生涯学習」位置づけも曖昧というか、不適切というか、分かりづらいというか、それを整理する必要はないか。

（市の考え方）

旧南湖院第一病舎は、歴史及び建造物としての価値があることから国の登録有形文化財への登録手続きにかかる意見書を提出し、先日、国の文化審議会が登録有形文化財とする

よう文部科大臣に答申されたところです。

旧南湖院第一病舎等利活用基本方針（素案）の作成にあたりましては、旧南湖院と第一病舎の建造物やこの土地が持つ文化的・歴史的価値などを踏まえることができるよう、歴史的建造物に造詣の深い有識者、歴史や文化に詳しいまちづくり団体等と意見交換を踏まえ、文化生涯学習課をはじめとした、社会教育課等、庁内関係各課と連携しながら進めてまいりました。

旧南湖院第一病舎の利活用につきましては、現在公開している公開庭園はもちろんのこと、周辺の施設や資源と連携した取り組みの展開を図っていきたいと考えていることから担当課を文化生涯学習課としているところです。

今後につきましても、引き続き、庁内関係各課と連携し進めてまいります。

■パブリックコメントに関する意見（4件）

（意見35）

当パブリックコメントの説明会を実施しないのですか。当市議で市より実施する旨の回答があったと思います。説明会をしないと、パブコメの意味なし。

（市の考え方）

本方針に関するパブリックコメントの説明会は、市ホームページで周知のうえ12月13日に市役所で開催いたしました。周知が行き届かなかった点につきまして課題と受け止め、今後開催する説明会については、より広く周知できるよう努めてまいります。

（意見36）

市のモニター制度が今年度より廃止されました。このことを踏まえ、これまで以上の啓発（PR）を望む。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用等様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見37)

パブコメ実施、11月3件、12月6件と集中しています。このこともパブコメの意味をなくすと思います。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の手法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(意見38)

市ではパブコメの概略版を作ると言っていました。今年度実施パブコメで概略版発行したのもあります。当パブコメの概略版は作らないのですか。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見が提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

本件につきましては、21ページから23ページに全体の概要を掲載したため、別紙での概要版は作成しておりません。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。